

令和6年度 大崎市地域おこし協力隊募集要項（多文化共生推進事業）

1 活動内容

多文化共生を推進するため、地域住民へのヒアリングや説明会を含め、移住者向けの説明会を実施する。

移住される方の文化背景を考慮し、地域住民への説明を行い、地域における他文化への理解促進を支援する。

地域住民と（仮称）大崎市立日本語学校の学生らとの交流事業の運営支援を行う。

※（仮称）大崎市立日本語学校：本市が令和7年4月開校を目指す本州初の公設日本語学校。

2 募集人員 1名

3 勤務地

（仮称）大崎市立日本語学校校舎並びに学生寮周辺地域にて勤務します。

4 居住地

転入前の居住地により、大崎市内に転入した後の居住地域可能地域が変わります。

転入前居住地域	居住可能地域
3大都市圏内（※1）都市地域及び指定都市、3大都市圏外指定都市	大崎市内全域
上記以外の条件不利地域（※2）外	岩出山、鳴子温泉、田尻

※1・・・「3大都市圏内」とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう

※2・・・「条件不利地域」とは主に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）における過疎地域として公示された市町村をいう

5 応募資格

次の（1）から（8）までの要件を全て満たす方。

- （1）任用後に本市に住所を異動することができる方
- （2）現在、過疎・山村・離島・半島等の地域に住所を有さない方
- （3）心身が健康な方
- （4）一般的なパソコン操作ができる方
- （5）企業に属している方は休業し、本事業に専念できる方（条件等の詳細は別途ご相談ください）
- （6）本事業終了後に定住する意思のある方

(7) チャレンジ精神旺盛な方（自己申告可）

(8) 日本を含む2か国以上での居住経験（旅行含まず）がある方。

6 受付

令和6年2月19日（月）から令和6年3月18日（月）まで

（ただし、応募があり次第、受付を終了いたします。）

7 応募方法

(1) 提出書類

- ・履歴書（書式自由、顔写真を添付し、応募動機を簡略にご記入ください。）

(2) 提出方法

- ・提出書類は下記Eメール（PDF形式）若しくは郵送でお送りください。
- ・提出された書類は返却いたしません。

(3) 問合せ方法

- ・募集に関する質問は、電話ではなく、下記Eメール若しくはFAXとしてください。
- ・回答については、3開庁日以内に、EメールまたはFAXでいたします。

8 選考方法等

区分	項目	期日	合格発表
一次試験	書類選考 （履歴書・応募動機）	随時	随時
二次試験	個別面接 ※「地域おこし協力隊員として大崎市でやりたいこと」をテーマにプレゼンテーションしていただきます。	随時 場所：大崎市役所	試験後、概ね7日以内にお知らせいたします。

※二次試験の開催場所・方法につきましては、応募者と協議の上決定いたします。また、試験開始時間は、応募者に別途ご連絡いたします。

9 採用予定

令和6年4月1日（候補者と調整のうえ、決定いたします。）

【任用開始までのイメージ】



10 勤務条件等

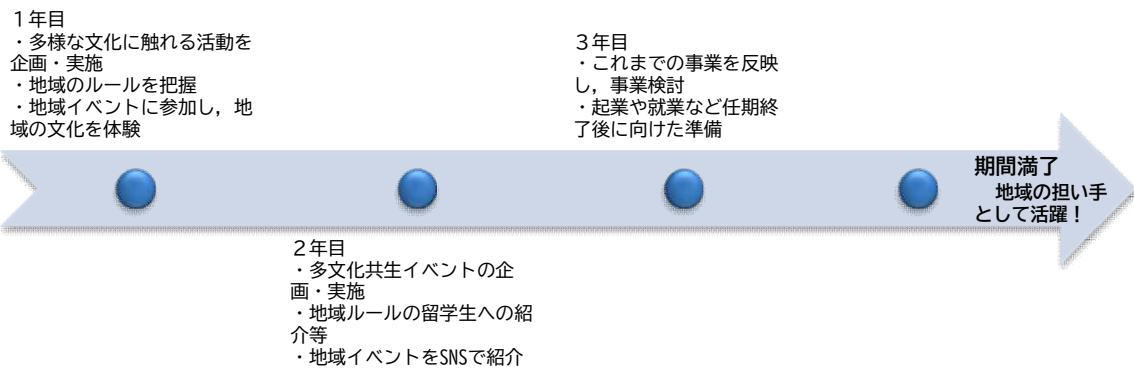
項 目	内 容
居 住	居住していただく地域は事業ごとに異なります（大崎市内）が、最終的には市と隊員が協議の上、決定します。家賃は、予算の範囲内で市が負担します。
身 分	大崎市会計年度任用職員「大崎市地域おこし協力隊員」として発令。営利企業等に所属しながら、当該営利企業等を退職し、隊員となることもできます。
報 酬	月額180,100円 期末手当（2.45月分）、勤勉手当（2.05月分） ※なお、勤勉手当は関連条例が議決された場合、支給対象となります。
加入保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・公務災害
勤務日及び勤務時間	・勤務日 暦上の平日（年末年始を除く）※原則 ・勤務時間 9：00～17：00※原則 ※土日、祝日及び時間外に活動する場合は、活動時間を振替して調整します。
休 暇	労働基準法の定めにより、年次有給休暇を付与します。
委嘱期間	委嘱した日から該当年度末まで 次年度以降は、毎年度協議の上決定します。なお、再度任用される期間の上限は2年です。（活動期間は最長3年間）
活動に要する経費	活動に必要な車両、燃料費（上限有り）、パソコンは市から貸与します。
隊員が負担する経費	大崎市までの交通費及び引っ越し費用、生活備品、食費、光熱水費、その他生活に必要な諸費用
そ の 他	市では、地域住民との調整や研修のほか、隊員の活動のための必要な支援を行います。 また、事業にかかわらず、特定の企業の営業活動は禁止します。

1.1 任期3年間のイメージ

1年目は日本語学校が設置される西古川地域を中心として、多様な文化に触れる活動を企画・実施します。また、本市への移住希望者へ周知を行えるよう、地域のルールを把握するとともに、自らも地域のイベントに参加し、地域の文化を体験していただきます。2年目以降は上記の取り組みを進めつつ、留学生をはじめとする移住者と地域住民との交流事業を展開します。

実際の進捗については、支援課との協議により確認を行いながら進めます。

【任用期間中イメージ】



【1年目の週間スケジュールイメージ】

月：日本語学校の概要学習
火：他自治体の多文化共生事例の情報収集
水：地域イベントへの参加
木：多文化共生にむけた地域への理解促進イベント立案
金：多文化共生にむけた地域への理解促進イベント立案
土：休み
日：休み

1.2 その他

大崎市及び地域おこし協力隊の情報は、次のホームページをご覧ください。

- ・大崎市ホームページ

<https://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10,0,170,360.html>

- ・総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html

13 問い合わせ先及び提出先

〒989-6188

宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市 市民協働推進部政策課 電話 0229-23-2129

FAX 0229-23-2427

Eメール seisaku@city.osaki.miyagi.jp